

「福岡市スタートアップ海外展開支援プログラム事業業務委託」 提案競技に係る質問と回答

No.	該当資料名	該当ページ	質問事項	質問	回答
1	仕様書	1ページ	仕様書 2 事業目的<成果目標>	成果目標「海外展開における具体的成果5件以上」について、2点確認いたします。①1社が協業契約・PoC契約・資金調達をそれぞれ締結した場合、複数件としてカウントしてよいでしょうか。②成果の計上タイミングは、契約締結済みのものに限りますか、それともMOU・基本合意等の段階も含まれますでしょうか。	①ご認識のとおり、協業契約、PoC契約、資金調達については、それぞれ1件として計上してください。 ②成果については契約締結済みのものを基本としますが、提案においては、具体的成果の件数に加えその定義についても記載してください。
2	仕様書	1ページ	海外展開における具体的成果（5件以上）	契約締結や投資実行は、カンファレンスへの出展や商談機会の創出によって即時に成立する性質のものではなく、通常は一定期間のフォローアップやデューデリジェンス、条件交渉等を経て実現するものと理解しています。そのため、KPIについても、イベント開催時点のみで評価するのではなく、例えば半年～1年程度の追跡期間を設けたうえで成果認定を行うなど、一定の猶予期間を前提とした時間軸で設計する必要があるのではないかと考えています。福岡市としては、どのような期間・基準で「KPI達成」と認定される想定でしょうか。 企業の基礎的な事業体制や海外展開に向けた準備、ネットワーク形成、パートナーや投資家の特定等を支援することは可能ですが、個別案件の交渉や契約締結そのものに深く関与することについては慎重であるべきと考えています。というのも、支援主体が交渉実務まで担ってしまうと、契約締結後の事業主体の自主性・継続性に疑義が生じる可能性があるほか、第三者による投資勧誘行為は海外現地法令（日本における金融商品取引法・証券規制等）への抵触リスクが極めて高いです。（国内においても同様です）KPIなどについては再考する余地はあるのでしょうか？	本事業は単年度事業であるため、成果目標の達成状況は令和8年度末時点で判断します。 なお、本事業はスタートアップ自身の成長を支援するものであり、受託事業者が交渉主体となることは想定していません。法令等に抵触しない支援内容をご提案ください。
3	仕様書	1ページ	参加スタートアップの募集・選定について	福岡市主催の過年度類似事業の採択企業についても本事業の採択候補に含まれますでしょうか。採択時の要件を整理する意図です。	候補に含まれると考えて問題ございません。
4	仕様書	1-3ページ	仕様書 3 (2) (3) 海外スタートアップイベント出展支援等 ／個社伴走支援	SWITCH、SLUSH、Meet Taipeiの3イベントそれぞれについて、参加を想定する企業数の内訳をご教示ください。また、1社が複数イベントに参加することは想定されていますでしょうか。	各イベント（SWITCH、SLUSH、Meet Taipei）の出展社数については、最低1社以上、これまでの参加状況を考慮すると最大5社程度を想定しています。 また、1社が複数イベントに出展することも可とします。
5	仕様書	2ページ	各展示会の参加社数について	(2) 海外スタートアップイベント出展支援等 SWITCH/ SLUSH/ Meet Taipeiの各展示会ごとの参加社数想定がありますか？	各イベント（SWITCH、SLUSH、Meet Taipei）の出展社数については、最低1社以上、これまでの参加状況を考慮すると最大5社程度を想定しています。

No.	該当資料名	該当ページ	質問事項	質問	回答
6	仕様書	2ページ	(2) 海外スタートアップイベント出展支援等	SWITCH, SLUSH, Meet Taipei, Auckland Startup Weekなど海外スタートアップイベントへ出展する10社は、すべて固定の10社の理解で正しいでしょうか。	スタートアップの参加希望に応じて各イベントへの参加企業（支援対象）を決定することを想定しており、固定するものではありません。
7	仕様書	2ページ	イベント参加費用	SWITCH の出展費用、SLUSH、Meet Taipei の参加費用は、請負金額から負担するという認識で良いか。	ご認識のとおりです。
8	仕様書	2ページ	各イベントの参加スタートアップ数	各イベント（SWITCH/SLUSH/Meet Taipei）で募集するスタートアップの数は決まっているか（合計で概ね10社になると理解している）。	各イベント（SWITCH、SLUSH、Meet Taipei）の出展社数については、最低1社以上、これまでの参加状況を考慮すると最大5社程度を想定しています。3つのイベント出展社数の合計が概ね10社程度です。
9	仕様書	2ページ	各展示会への参加社数について	概ね10社を対象に出展支援を行う理解でありますが、各展示会への参加社数については下限や上限を設ける予定は御座いますか？ 1つの展示会に極端に希望が集中、または逆に参加希望が全く出ない展示会が出てくる、あるいは10社全てが3つの展示会での出展を希望する場合など、様々な可能性が考えられると思われま。	各イベント（SWITCH、SLUSH、Meet Taipei）の出展社数については、最低1社以上、これまでの参加状況を考慮すると最大5社程度を想定しています。3つのイベント出展社数の合計が概ね10社程度です。 スタートアップの希望に応じて、参加数に偏りが出ることについても問題ございません。
10	仕様書	2ページ	海外スタートアップイベントの決定方法について	仕様書上、「SWITCH」「SLUSH」「Meet Taipei」が想定イベントとして記載されておりますが、現時点で、各社の参加イベントの決定方法や参加回数について想定はございますか。 例えば、以下のような参加形態が想定されるかと存じます。 ・事務局が3つのイベントのうち1つを選定し、10社すべてが同一イベントに参加する ・採択企業ごとに最適なイベントへ振り分け、各社1イベントに参加する ・採択企業が3つのイベントすべてに参加する	各イベント（SWITCH、SLUSH、Meet Taipei）の出展社数については、最低1社以上、これまでの参加状況を考慮すると最大5社程度を想定しています。 また、1社が複数イベントに出展することも可とし、出展企業は公募し審査会等で選定することとしています。
11	仕様書	1-2ページ	仕様書 3 (2) 海外スタートアップイベント出展支援等	SWITCHの出展ブース確保が業務に含まれていますが、確保すべきブースの規模（小間数・面積）および想定する出展社数についてご教示ください。	ブース規模についての指定はございません。出展社数を含め、自由にご提案ください。 なお、本市において本市取組のPR等のため18㎡のブースを仮押さえしており、本事業との共同利用も調整可能です（本契約は受託事業者にて行っていただく予定です）。また、これより大きな規模のブースを確保する提案も可能です。
12	仕様書	2ページ	「SWITCH」における出展ブースについて	確保するブースの大きさ等については指定は御座いますか？ 参加社数によって広さが変わってくると推察はされますが、例えば1社の場合と5社の場合では予算が大きく違ってくると思われま。	ブース規模についての指定はありません。出展社数を含め、自由にご提案ください。 なお、本市において本市取組のPR等のため18㎡のブースを仮押さえしており、本事業との共同利用も調整可能です（本契約は受託事業者にて行っていただく予定です）。また、これより大きな規模のブースを確保する提案も可能です。

No.	該当資料名	該当ページ	質問事項	質問	回答
13	仕様書	2ページ	「SWITCH」におけるブース出展費用について	事業費にブース出展費用は含まれますか？ブースのサイズや個数によりませんが、多くの事業者が「SWITCH」参加を希望した場合、かなりの費用が掛かることが想定されるためお伺いしております。	事業費にブース出展費用を含みます。参加数の想定を含め、ブース規模についてもご提案ください。
14	仕様書	2ページ	「SWITCH」におけるブース出展費用について	一つのブースの中に複数企業が入ることも想定されていますか。	ブースの活用について具体的な想定はありませんので、効果的な活用について自由にご提案ください。
15	仕様書	2ページ	渡航時の商談支援について	「英語で商談支援可能な人員を帯同させること」との記載がありますが、現地への帯同者は企業数と同じ人数（9～10名）を想定されていますか。	現地への帯同者数の想定はありません。
16	仕様書	2ページ	伴走支援対象企業について	「10社中6社以上及びニュージーランド・オークランド市で開催されるスタートアップピッチイベント参加企業3社を対象に、以下の個社伴走支援を行うこと」との記載がありますが、10社中ミニマムで9社の伴走支援を行い、支援を受けない企業も想定しているということでしょうか。	ご認識のとおりです。ただ、できるだけ多くのスタートアップが伴走支援の対象となることを期待しています。
17	仕様書	2ページ	仕様書 3（3）個社伴走支援	個社伴走支援の対象は「（2）対象企業概ね10社中6社以上」および「オークランド市ピッチイベント参加企業3社」とありますが、オークランド市の3社は（2）の概ね10社に含まれるのか、別枠として10社+3社=最大13社の支援を想定すべきかご教示ください。	（2）対象企業とオークランド市ピッチイベント参加企業は、重複する場合もございます。その点を考慮してご提案ください。
18	仕様書	2-3ページ	仕様書 3（3）個社伴走支援	「ニュージーランド・オークランド市で開催されるスタートアップピッチイベント」について、当該イベントの企画・運営は本業務の受注者が行うものではないという認識で合っていますでしょうか。	ご認識のとおりです。本イベントはオークランド市が主催します。
19	仕様書	2ページ	仕様書 3（3）① 渡航前の準備支援	「事前のマッチングアレンジ（参加企業1社あたり15件程度）」について、この「15件」は商談アポイントの確定件数（相手企業との日程合意済み）を指すのでしょうか、それともアプローチ件数を指すのでしょうか。成果報告書に記載する「事前マッチング一覧」の記載基準とあわせてご教示ください。	事前のマッチングアレンジは商談アポイントの確定件数（相手企業との日程合意済み）を指し、成果報告書の「事前マッチング一覧」も同様とします。

No.	該当資料名	該当ページ	質問事項	質問	回答
20	仕様書	2ページ	仕様書 3 (3) ② 渡航時の商談支援	「英語で商談支援可能な人員を帯同させること（需要に応じて調整可）」について、帯同が求められるイベントはSWITCH・SLUSH・Meet Taipei・Auckland全てが対象というご想定でしょうか。	ご認識のとおりです。
21	仕様書	2ページ	オークランド市ピッチイベントの同行支援要否について	(3) 個社伴走支援②渡航時の商談支援（ページ2） オークランド市で開催されるスタートアップピッチイベントについて、現地同行支援の実施有無に指定はありますでしょうか。	ピッチイベントへの参加を契機としたビジネスマッチング支援（個社伴走支援）のため、現地同行支援の実施を想定しています。
22	仕様書	2-3ページ	個別伴走支援③帰国後のフォローアップ支援	海外法務対応については、グローバル法律事務所の活用が実務上不可欠になる場面も多い一方、費用負担が相当高額になるケースも想定されます。こうしたクロスボーダーの取引の場合、法律事務所はどの地域でもご紹介はできますが、海外法務・規制対応に関する専門家費用に、福岡市として補助・支援・アサイン等を行う想定はあるのでしょうか。	公募要領に記載の総事業費以外での補助などは想定しておりません。総事業費内でご提案ください。
23	仕様書	3ページ	仕様書 3 (3) ④ その他	オークランド市「Auckland Startup Week」参加企業の渡航滞在費（1名・2泊）について、本費用の上限額の目安、または過去実績等の参考金額がございましたらご教示ください。	これまでに本イベントに参加した実績がなく、お示しできる参考金額はありません。旅行会社等からのお見積金額などを参考に、本費用も含め総事業費内でご提案ください。
24	仕様書	3ページ	Auckland Startup Weekの同行支援要否について	(3) 個社伴走支援④その他（ページ3） Auckland Startup Weekについて、受託者スタッフの同行支援は必須でしょうか。	Auckland Startup Weekへの受託事業者スタッフの同行は必須ではありません。
25	仕様書	3ページ	留意事項について	「参加者の渡航滞在費は参加者の自己負担とする」との記載がありますが、現地移動費用も自己負担となる理解でよろしいでしょうか。	仕様書3 (3) ②に記載のとおり、支援内容に商談に必要な現地移動手段の手配を含むことを想定しています。
26	仕様書	3ページ	帰国後のフォローアップ支援について	「必要に応じて現地専門家（弁護士、会計士等）との接続」との記載がありますが、費用は対象企業が負担する理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No.	該当資料名	該当ページ	質問事項	質問	回答
27	仕様書	3ページ	進行管理・報告会について	スタートアップ及びスタートアップエコシステム関係者等への報告について採択者を除き、福岡市の当該エコシステムに關与する企業群である認識で間違いありませんでしょうか。本報告業務に関する目的を理解し、取り扱う情報の管理について事前想定するものです。	本報告会は、支援対象企業以外にも海外商談の経験を広く還元し、本市スタートアップエコシステムの活性化を図ることを目的としています。そのため、企業に限らず、起業関心層も含め広く対象とすることを想定しています。
28	仕様書	3ページ	仕様書 3 (5) 他事業との連携	連携先として記載のある「福岡市スタートアップ海外展開研修プログラム事業」について、現在の受託事業者公募の状況（受託者決定時期の見込み）をご教示ください。提案書における連携内容の具体性を高めるうえで参考としたいため。	「福岡市スタートアップ海外展開研修プログラム事業」について、現在公募中で受託事業者決定は6月中旬を予定しています。
29	仕様書	3ページ	(5)他事業との連携	RAMEN TECHやGlobal Business Supportなど他事業との連携について具体的に教えてください。	本事業のほかにも本市ではグローバルスタートアップ推進に係る事業を行っており、それらと連携することによる相乗効果を期待し、ご提案を求めるものです。ご参考までに、RAMEN TECHでのイベント等の企画や現在公募中の「福岡市スタートアップ海外展開研修プログラム事業」との合同報告会の開催などが考えられます。より高い相乗効果が生まれるよう、よりよいご提案をお待ちしています。
30	仕様書	3ページ	仕様書 3 (7) 留意事項	市職員及びGBS職員計4名の入場パス代について、対象となるイベントはSWITCHのみでしょうか、それとも3イベント全てでしょうか。また、GBS職員1名分の渡航滞在費について、想定される渡航先・日数をご教示ください。	市職員及びGBS職員計4名の入場パスの手配は3イベントが対象です。なお、無料チケットがあるイベントについては、有料/無料のどちらを活用するか費用対効果も踏まえ、よりよいご提案をお待ちしています。また、GBS職員1名の渡航滞在費について、オークランドを含む4イベントで、滞在期間は参加スタートアップの滞在期間（イベント出展やその前後にビジネスマッチングを行う場合はその期間を含む）と同じ日数としてください。
31	仕様書	3ページ	市職員・GBS 職員の費用負担範囲について	(7)留意事項 市職員(4名)・GBS職員(1名)の渡航滞在費負担範囲について、GBS職員1名分のみという理解で問題ないでしょうか。	渡航滞在費の負担範囲はGBS職員1名のみです。なお、入場パス代の負担範囲は、市職員3名、GBS職員1名の計4名です。
32	仕様書	3ページ	予算見積もりに入れるべき市職員渡航費用、及び手配について	【予算見積もりに入れるべき市職員渡航費用】 以下内容で認識相違ないか確認させていただきたい。 <1イベントあたり渡航人数> ・市職員人数：4名 ・うち、GBS職員人数：1名 <見積書に入れるべき市職員分の費用> ・入場パス代：4名分 ・フライト代：不要 ・宿泊代：1名分（GBS職員）	1イベントあたり渡航人数についてはご認識のとおりです。見積書に入れるべき市職員・GBS職員分の費用については、 ・入場パス代：4名分 ・フライト代：1名分（GBS職員） ・宿泊代：1名分（GBS職員） となります。

No.	該当資料名	該当ページ	質問事項	質問	回答
33	仕様書	4ページ	その他 (7)	国の地域未来交付金対象事業のため、国からの要請（ヒアリングや報告等）はどのような内容が想定されますでしょうか。過去事例がありましたら教えてください。	現時点で国からのヒアリング等を受けた実績はありません。
34	募集要項	5ページ	提出資料	提案書の本紙とは別に、参考情報を別紙として提出することは可能か。	参考情報の別紙提出は認めておりませんので、企画提案に関する参考情報については企画提案書（15枚以内）の中にご記載ください。なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることがありますのでの際はご対応ください。（募集要項19特記事項（5））
35	募集要項	5ページ	募集要項 10（6）作成要領	提案書はA4横・15枚以内（表紙含む）とありますが、目次ページおよび経費見積書・積算内訳書・類似業務実績書類は15枚の枚数に含まれますでしょうか。	ご認識のとおりです。
36	募集要項	7ページ	契約保証金の納付期限および支払期日について	<ul style="list-style-type: none"> ・弊社の支払サイクルは月末締め・翌月末払いのため、6月中に納付書等を受領した場合、通常は7月末払いとなります。 ・なお、6月末支払いが必要な場合は、社内調整の上、対応可能な場合もございますので、必要な手続きや期日についてもあわせてご教示いただけますと幸いです。 	<p>最優秀提案者決定後、当該事業者を相手に最終的な仕様の協議を行い、合意に達した場合、随意契約の相手方となります。</p> <p>福岡市契約事務規則第27条の2に基づき、随意契約の相手方に決定する旨の通知を受けた日から起算して6日以内に契約を締結しなければならず、契約締結前に保証金納付の確認が必要です。</p> <p>なお、福岡市契約事務規則第25条に該当する場合は契約保証金を免除することがありますので申し添えます。</p>
37	募集要項	7ページ	17 契約 (3) 契約保証金	契約保証金については全額返金いただけるのでしょうか。また返金の場合、そのタイミングについても教えてください。	納入された契約保証金は、契約の履行完了後の本市における検査に合格した後、還付手続きを行い全額還付いたします。なお、還付が完了するまでに一定の日数を要します。
38	募集要項	7ページ	17 契約	<p>契約金額（上限3,690万円）のお支払い時期についてですが、成果物提出・検収後のお支払いという認識で間違ございませんでしょうか。</p> <p>あわせて、詳細な支払要件やお支払い時期の目安などございましたら、ご教示いただけますと幸いです。</p> <p>また、本件は先行して費用負担が発生するため、一部を前払い（または中間払い）としてご相談させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>お支払いは履行完了後、市による検査に合格した後、受託事業者からの請求に基づき行います。</p> <p>支払時期の目安は4月下旬から5月中旬です。</p> <p>なお、本市規則に基づき、前払いや中間払いについての相談も可能です。</p>